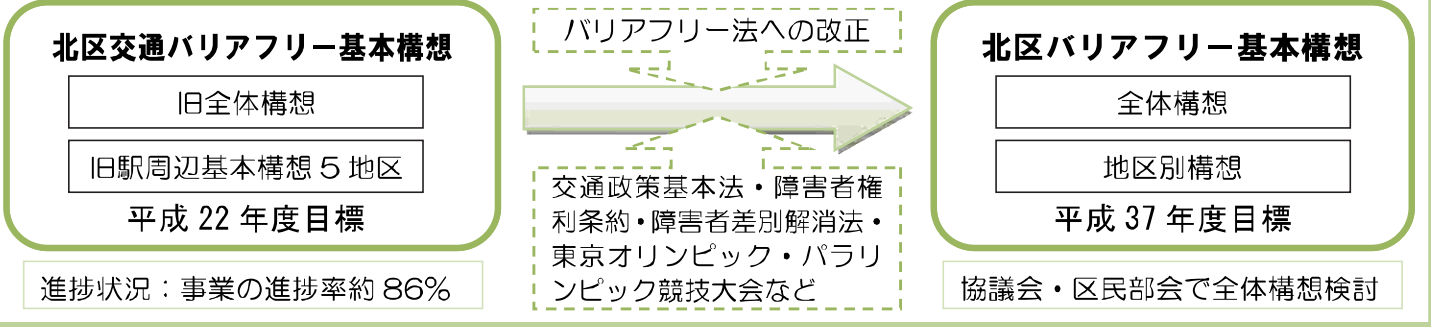


北区バリアフリー基本構想【全体構想】概要版

※本基本構想で用いる「高齢者、障害者等」という表現について、法律の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされているが、乳幼児同伴者など、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、交通政策基本法の趣旨も踏まえ、対象者として含めて今後の検討を進める。

参考資料 1

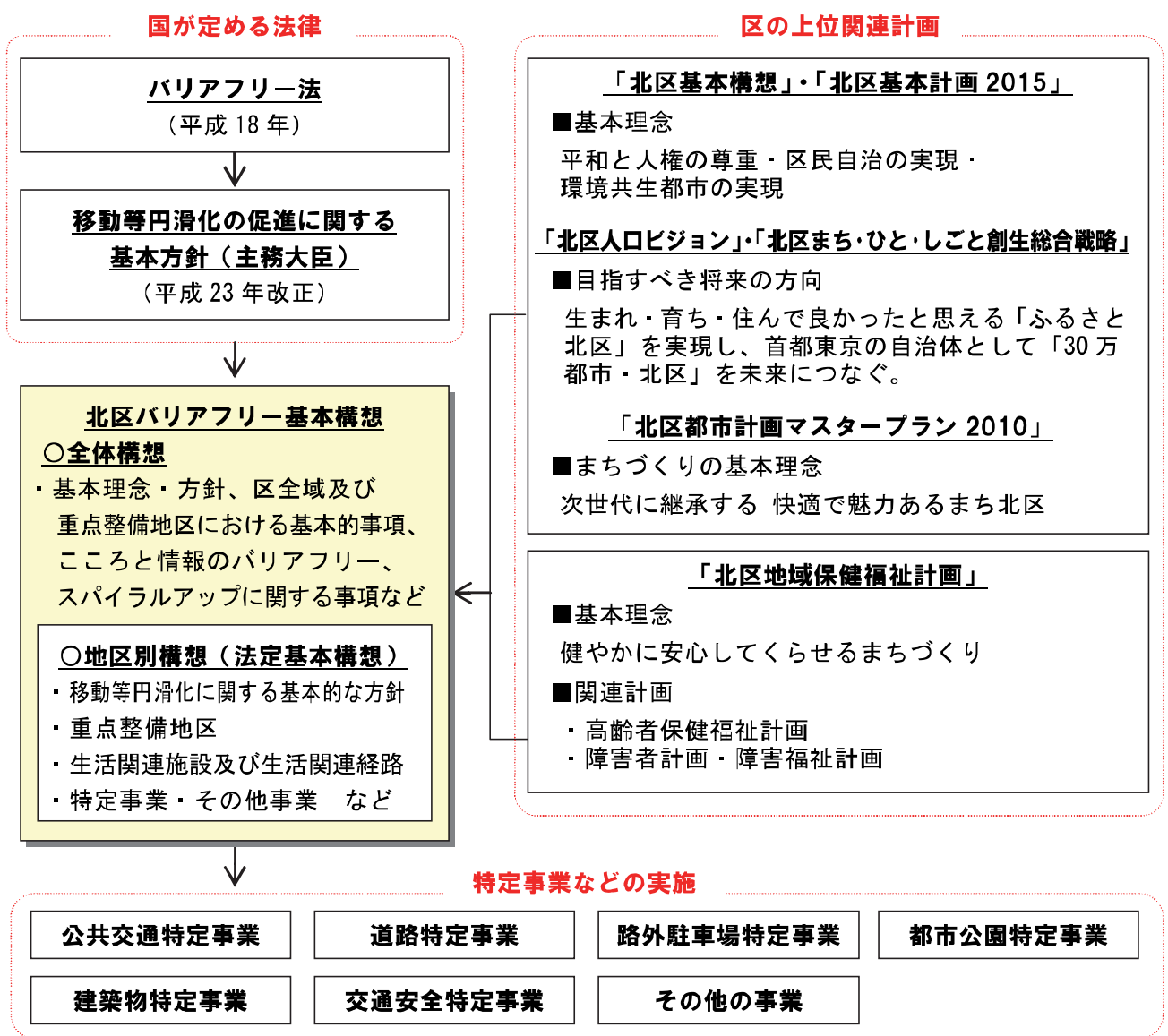
第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって



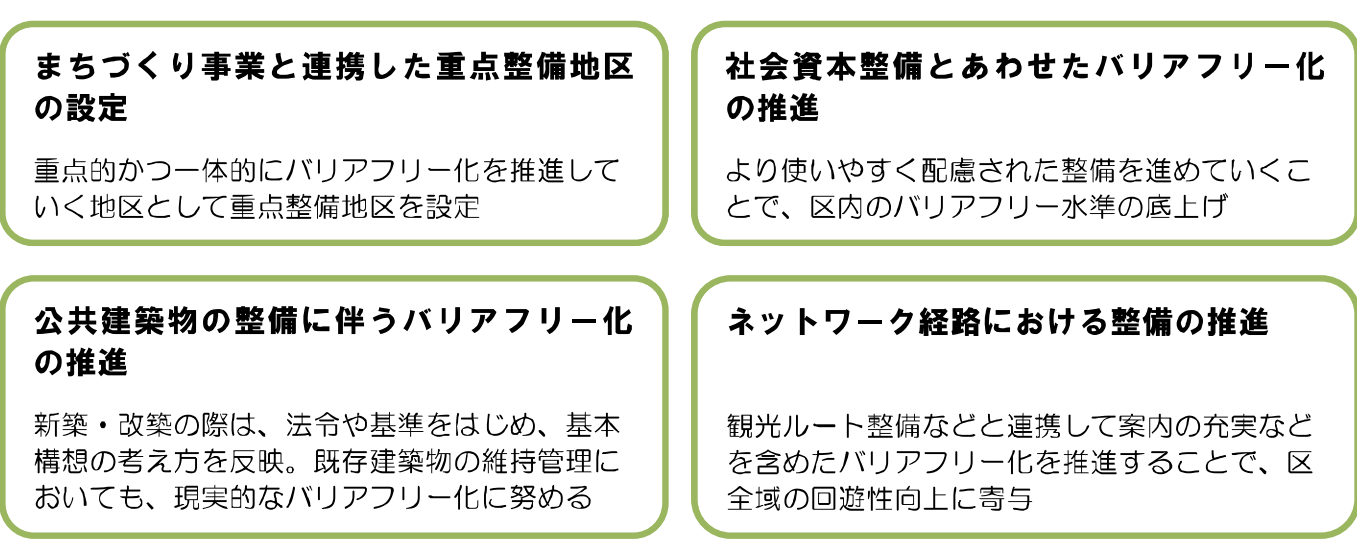
第2章 基本構想策定の基本方針



●基本構想の位置づけ



第3章 区全域におけるバリアフリー化の推進に関する事項



第4章 地区別構想に関する基本的な事項

重点整備地区設定の要件

- 配置要件：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われることが見込まれる地区
- 課題要件：生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 効果要件：移動等円滑化のための事業が、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

重点整備地区設定の考え方

- すべての駅を重点整備地区の対象
- 生活関連施設・生活関連経路の配置状況や駅相互の徒歩圏の連担を考慮し、地区の実状などに応じて重点整備地区の範囲を判断
- 重点整備地区の範囲が隣接区に及ぶ場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進
- 重点整備地区の境界は明確に表示
- 効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定
- 生活関連施設・経路については、地区別構想で利用状況などを踏まえて設定

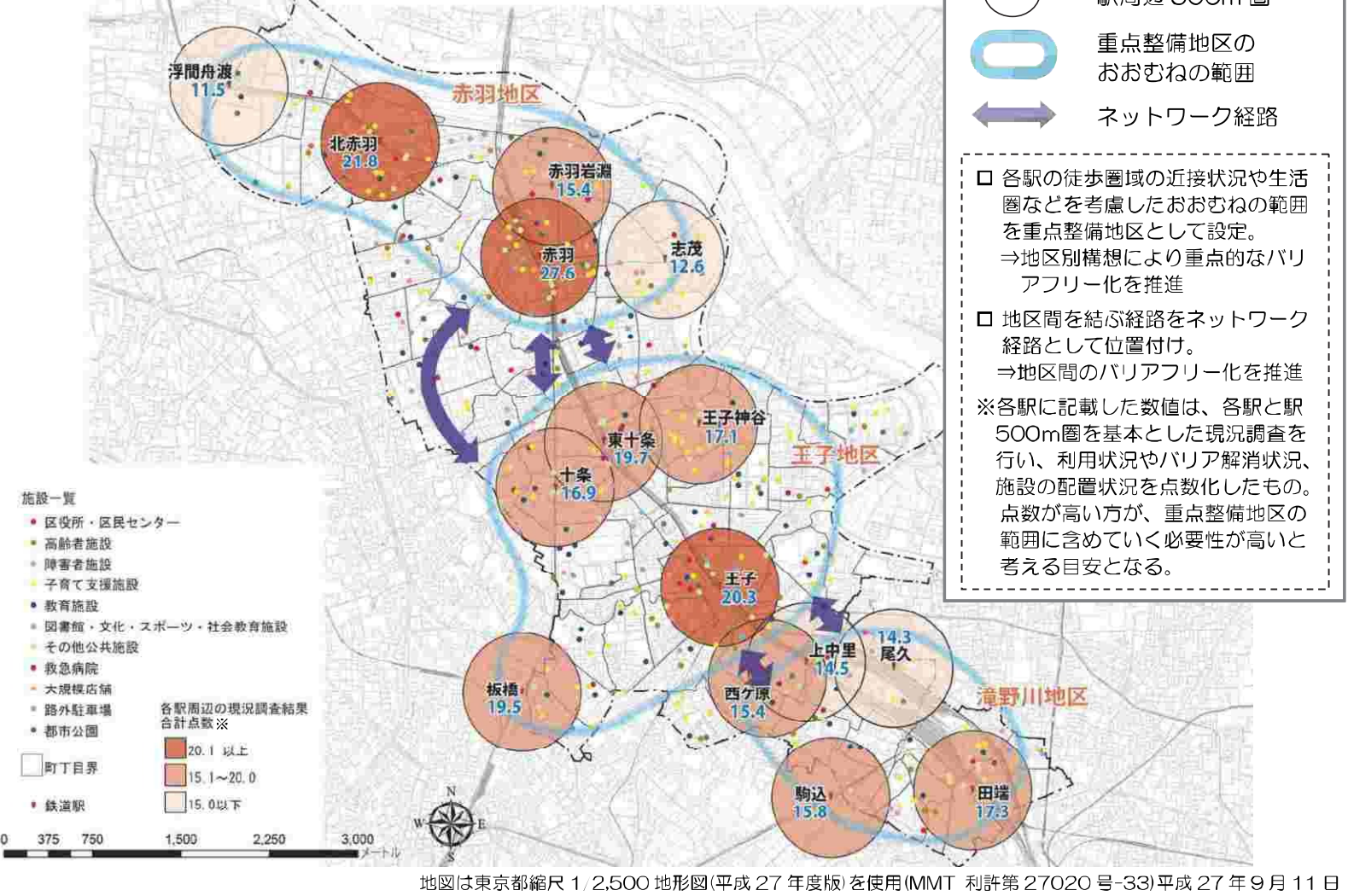
重点整備地区設定の調査

(駅周辺ごとに利用者、旅客施設整備、道路整備・地形条件、施設分布を調査)

重点整備地区	含まれる駅	基本構想策定に関する考え方
赤羽地区	浮間舟波・北赤羽・赤羽・赤羽岩淵・志茂	・「にぎわいの拠点」である赤羽駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・2ルート目の確保も見据えた、駅のバリアフリーの充実
王子地区	東十条・十条・王子神谷・王子・板橋	・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・障害者や乳幼児同伴者の利用の多さを考慮した事業設定
滝野川地区	上中里・西ヶ原・田端・駒込・尾久	・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・「にぎわいの拠点」である田端駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・高低差解消の更なる推進

特定事業設定に関する留意事項：全特定事業共通・公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業

●重点整備地区設定の考え方



第5章 こころと情報のバリアフリーの推進

こころのバリアフリーの必要性

- ・国民の責務：理解を深める・施設の利用などを妨げない・移動及び施設の利用を手助けする
- ・行政機関や事業者：障害に対する正しい知識の取得や理解、建設的な対話による取組

情報・コミュニケーションのバリアフリーの充実

- ・視覚障害や聴覚障害などの情報障害への更なる対応
- ・ICT 技術などの発展による情報・コミュニケーションのバリアフリーの推進とあわせ、こころのバリアフリーと一体的に進める人による支援の充実

各主体による活動の推進

協議会

- ・協議会の場を活用した勉強会の実施
- ・施設設置管理者などへの提案
- ・イベントなどでの啓発活動

行政機関

- ・福祉教育の充実
- ・視覚障害者誘導用ブロック敷設地図などを活用した啓発
- ・ベビーカーマークなどの理解促進

施設設置管理者

- ・職員訓練の充実
- ・こころと情報・コミュニケーションのバリアフリーに留意した特定事業
- ・施設利用マナー啓発

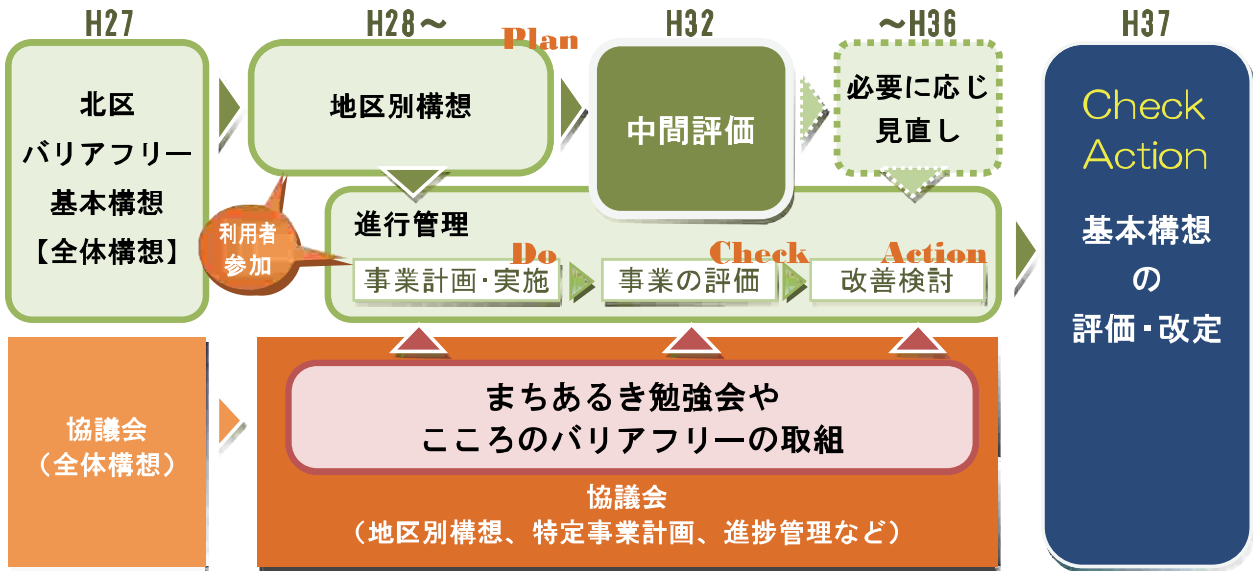
利用者

- ・高齢者、障害者などへの理解・協力
- ・それぞれができる範囲でこころのバリアフリーを実践

など

第6章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- ・特定事業計画の作成
- ・平成 32 年度には利用者参加で中間評価
- ・利用者への情報提供
- ・協議会の継続と年 1 回の進捗状況確認
- ・影響の大きい特定事業では計画・設計段階で意見交換
- ・協議会などを活用したこころのバリアフリーの推進



北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】概要版

第1章 地区別構想の策定にあたって

平成 28 年度：赤羽地区

北区バリアフリー基本構想

全体構想

北区全域を対象とした指針として、基本方針や留意事項を整理したもの。平成 27 年 3 月策定。

北区バリアフリー基本構想

地区別構想

個別の重点整備地区における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進する。

第2章 地区別構想の基本方針

基本構想の基本理念と基本方針

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区

～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します

おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標とします

区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します

まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます

重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます

こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します

段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の設定

北区内の環状 7 号線以北全域を重点整備地区【赤羽地区】とし、地区の特性を踏まえさらに 3 つの地区に分割

【①赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺】

【②浮間舟渡・北赤羽駅周辺】

【③桐ヶ丘・西が丘周辺】

生活関連施設の設定

	生活関連施設（568 施設）	主要な生活関連施設（134 施設）
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設
推進方法	法や条例に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

生活関連経路の設定

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

第4章 赤羽地区の現状と課題

まちあるき点検の実施

平成 28 年 7 月 6 日、13 日に主要な生活関連施設、主要な生活関連経路を対象に実施。出席者延べ 86 名。

課題の整理

公共交通

鉄道駅への 2 ルート目のバリアフリールート確保、バス停留所での案内の充実や上屋の整備 等

道 路

JIS 規格に適合した連続的な視覚障害者誘導用ブロック敷設、勾配の改善、高低差の解消 等

公 園

車いす等が入りにくい車両侵入防止柵の改善、トイレの維持管理や使いやすさの改善 等

建築物・路外駐車場

施設の状況を踏まえた整備、通路幅確保の配慮、人的対応の質の向上 等

交通安全

バリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置推進 等

そ の 他

駅前広場の勾配や視覚障害者誘導用ブロックの改善、案内の充実 等

第5章 移動等円滑化に関する事項

まちあるき点検等での指摘事項

移動等円滑化に向けた対応の考え方

各施設設置管理者による対応方針検討

区民部会と事業者による意見交換会

特定事業等の設定

第6章 赤羽地区における特定事業等

事業者数：78、事業数：1094

公共交通特定事業：4 事業者、74 事業

建築物・路外駐車場特定事業：61 事業者、754 事業

交通安全特定事業：1 事業者、4 事業

道路特定事業：2 事業者、172 事業

都市公園特定事業：2 事業者、46 事業

その他の事業：8 事業者、44 事業

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

協議会や区民部会の場を活用した活動の考え方

区民部会委員が当事者としての気づきを活かし、具体的な活動や検討を行う

協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う

既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する

先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

特定事業計画の作成及び進捗状況の管理、基本構想のスパイラルアップ：協議会組織の継続

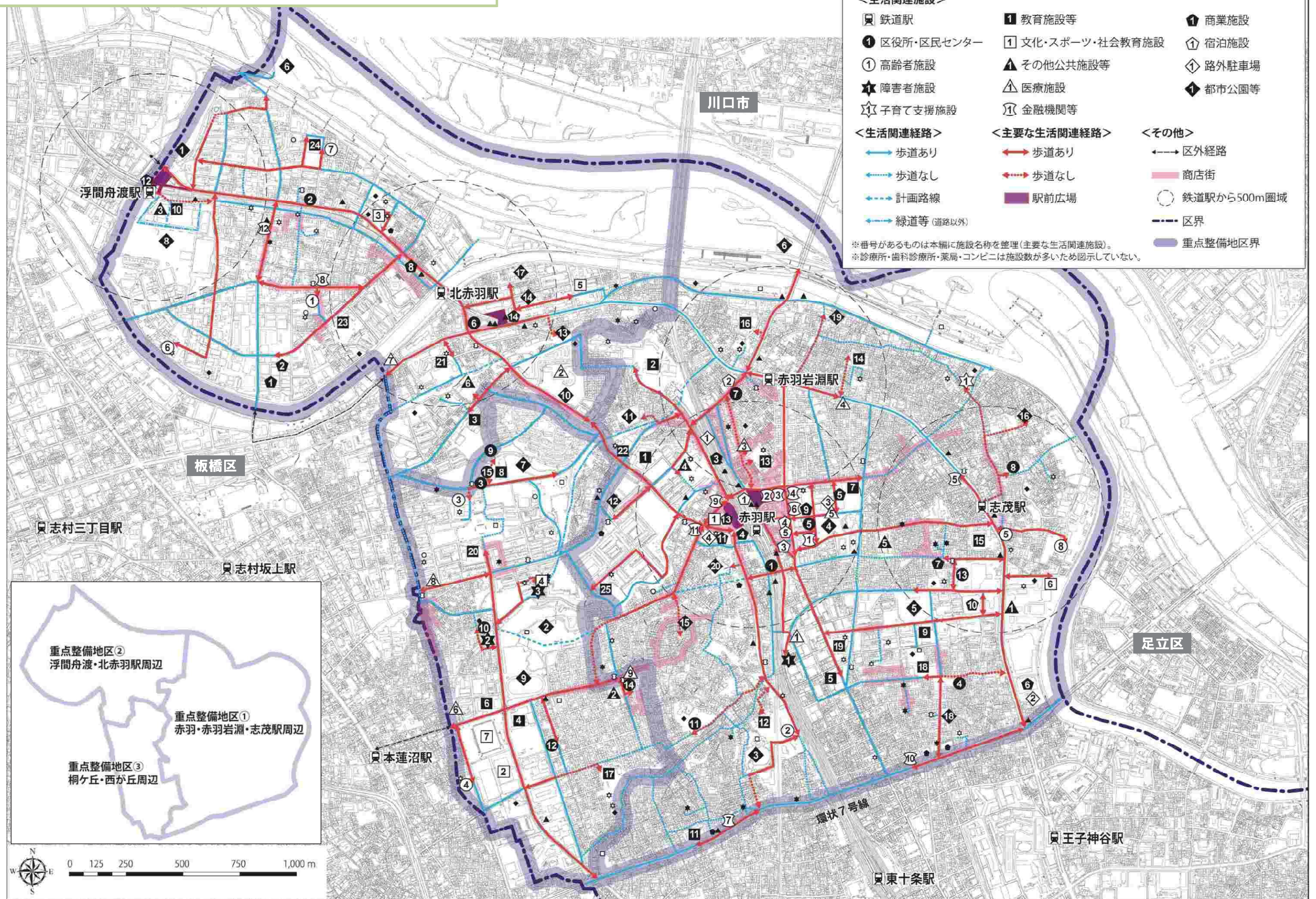
事業実施時における利用者参加の推進：協議会や区民部会を活用した点検や意見交換

施設設置管理者等への働きかけ：主要な生活関連施設以外の施設や商店街等への周知、対応の依頼

利用者への情報提供：北区ニュースや北区ホームページを活用した取組の周知

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBT など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

赤羽地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路



北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】概要版

第1章 地区別構想の策定にあたって

平成 28 年度：赤羽地区 平成 29 年度：滝野川地区

北区バリアフリー基本構想

全体構想

北区全域を対象とした指針として、基本方針や留意事項を整理したもの。平成 27 年 3 月策定。

北区バリアフリー基本構想

地区別構想

個別の重点整備地区における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進する。

第2章 地区別構想の基本方針

基本構想の基本理念と基本方針

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区

～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

- だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標とします
- 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の設定

北区都市計画マスタープランで設定されている滝野川西地区、滝野川東地区を重点整備地区【滝野川地区】とし、鉄道駅の分布状況や地区の特性を踏まえさらに 3 つの地区に分割

【①板橋駅・石神井川南周辺】 【②上中里・尾久・西ヶ原駅周辺】 【③田端・駒込駅周辺】

生活関連施設の設定

	生活関連施設（451 施設）	主要な生活関連施設（96 施設）
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設
推進方法	法や条例等に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

生活関連経路の設定

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

第4章 滝野川地区の現状と課題

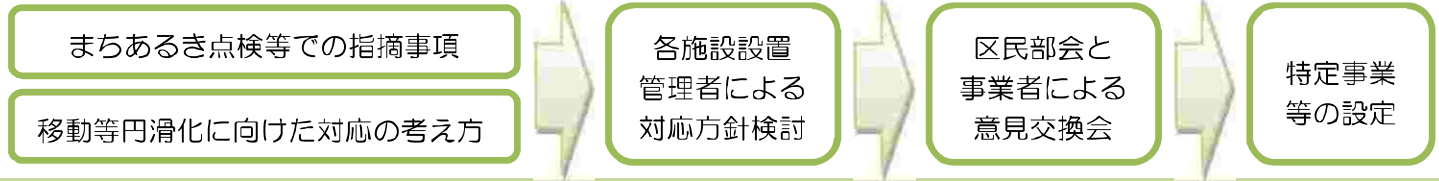
まちあるき点検の実施

平成 29 年 5 月 24 日、31 日に主要な生活関連施設、主要な生活関連経路を対象に実施。出席者延べ 82 名。

課題の整理

- 公共交通：鉄道駅への複数のバリアフリールート確保、バス停留所での案内の充実や上屋の整備 等
- 道路：J I S 規格に適合した連続的な視覚障害者誘導用ブロック敷設、勾配の改善 等
- 公園：車いす等が入りにくい車両侵入防止柵の改善、トイレの維持管理や使いやすさの改善 等
- 建築物：施設の状況を踏まえた整備、通路幅確保の配慮、人的対応の質の向上 等
- 交通安全：バリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置推進 等
- その他：駅前広場の舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改善、案内の充実 等

第5章 移動等円滑化に関する事項



第6章 滝野川地区における特定事業等

事業者数：58、事業数：1053 平成 30 年 3 月 12 日現在

公共交通特定事業：5 事業者、92 事業	道路特定事業：5 事業者、151 事業
建築物特定事業：30 事業者、620 事業	都市公園特定事業：2 事業者、89 事業
交通安全特定事業：1 事業者、4 事業	その他の事業：15 事業者、88 事業

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

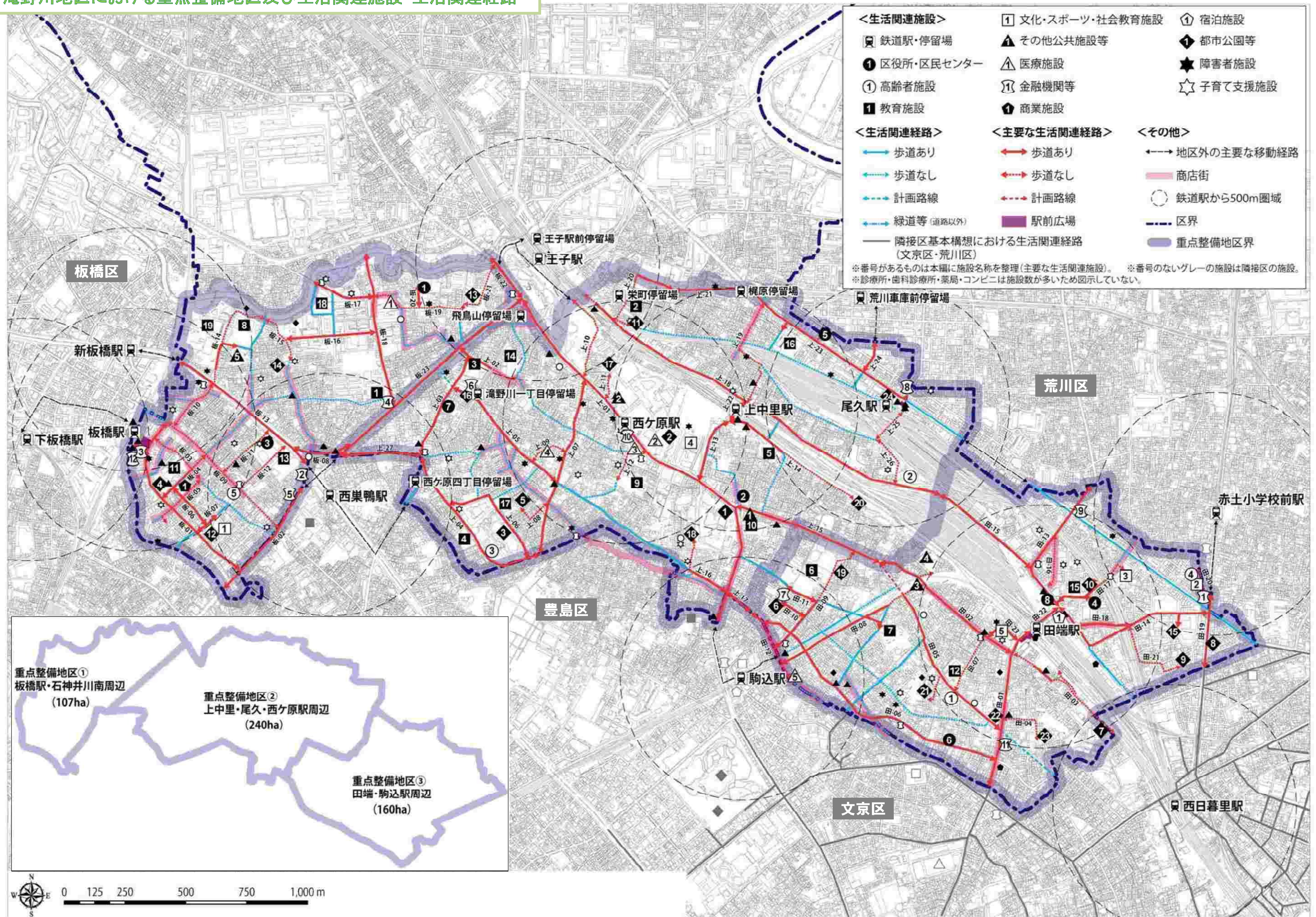
- 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査による当事者の声の収集
：障害当事者が直面している『こころのバリア』や事業者等が配慮できることを整理したリーフレットの作成
- 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策検討
：視覚障害者以外にも有益な視覚障害者誘導用ブロックの活用方法の検討 等
- 事業者への障害理解の取組
：区民部会委員による障害特性に関する講話や便利グッズの紹介、視覚障害の疑似体験、意見交換 等

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理、基本構想のスパイラルアップ：赤羽地区の特定事業計画の作成
- 事業実施時における利用者参加の推進：なでしこ小学校等複合施設の施設見学会の実施
- 施設設置管理者等への働きかけ：主要な生活関連施設以外の施設や商店街等への周知、対応の依頼
- 利用者への情報提供：北区ニュースや北区ホームページを活用した取組の周知

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、L G B T など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

滝野川地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路



北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】概要版

第1章 地区別構想の策定にあたって

北区バリアフリー基本構想

全体構想

北区全域を対象とした指針として、基本方針や留意事項を整理したもの。平成 27 年 3 月策定。

北区バリアフリー基本構想

地区別構想

個別の重点整備地区における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進する。

平成 28 年度：赤羽地区

平成 29 年度：滝野川地区

平成 30 年度：王子地区

第2章 地区別構想の基本方針

基本構想の基本理念と基本方針

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区

～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

- だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標とします
- 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の設定

北区内の環状 7 号線以南から石神井川を含む滝野川地区の境界までの範囲を重点整備地区【王子地区】とし、鉄道駅の分布状況や地区の特性を踏まえさらに 3 つの地区に分割

【①十条・東十条駅周辺】

【②王子神谷駅・豊島周辺】

【③王子駅・堀船周辺】

生活関連施設の設定

	生活関連施設（531 施設）	主要な生活関連施設（109 施設）
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設
推進方法	法や条例等に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

生活関連経路の設定

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、L G B T など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

第4章 王子地区の現状と課題

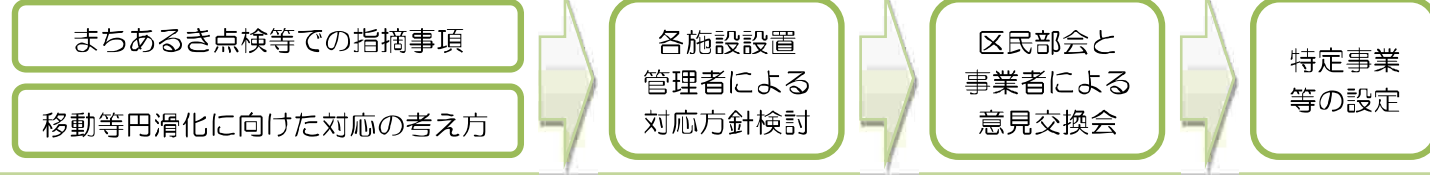
まちあるき点検の実施

平成 30 年 5 月 28 日、31 日に主要な生活関連施設、主要な生活関連経路を対象に実施。出席者延べ 95 名。

課題の整理

- 公共交通：鉄道駅への複数のバリアフリールート確保、バス停留所での案内の充実や上屋の整備 等
- 道路：J I S 規格に適合した連続的な視覚障害者誘導用ブロック敷設、勾配の改善 等
- 公園：小規模な公園での出入口や園路の段差の解消、トイレの維持管理や使いやすさの改善 等
- 建築物：施設の状況を踏まえた整備、案内設備の改善、人的対応の質の向上 等
- 交通安全：バリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置推進、青延長用押ボタン付き信号機の整備 等
- その他：駅前広場の交通結節点としての利便性向上、舗装や視覚障害者誘導用ブロックの改善 等

第5章 移動等円滑化に関する事項



第6章 王子地区における特定事業等

事業者数：55、事業数：1387

公共交通特定事業：5 事業者、99 事業

建築物特定事業：36 事業者、824 事業

都市公園特定事業：1 事業者、180 事業

その他の事業：7 事業者、49 事業

道路特定事業：3 事業者、219 事業

路外駐車場特定事業：2 事業者、12 事業

交通安全特定事業：1 事業者、4 事業

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

- 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握
：区立小学校の児童に対する街中での障害者への配慮に関するアンケート調査の実施 等
- 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討
：行先案内表示のある視覚障害者誘導用ブロックの試作、試作品に関するアンケート調査の実施 等
- 事業者への障害理解の実践
：区民部会委員による視覚障害や肢体不自由の疑似体験、意見交換 等
- 区民への障害理解の実践
：区民部会委員と民生委員によるボッチャ体験・意見交換、東京都障害者総合スポーツセンター見学

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理、基本構想のスパイラルアップ：滝野川地区の特定事業計画の作成
- 事業実施時における利用者参加の推進：浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会の実施 等
- 施設設置管理者等への働きかけ：主要な生活関連施設以外の施設や商店街等への周知、対応の依頼
- 利用者への情報提供：北区ニュースや北区ホームページを活用した取組の周知

重点整備地区図

